「ニュージーランド産品」という。」に改め、同改正規定中同項（九）を同項（七）とし、同項（一〇）を削り、同項（一一）を同項（八）とし、同項（一二）を同項（九）とし、同項（一三）を削り、同項（一四）を同項（一〇）とし、同項（一五）を同項（一一）とし、同改正規定（同項（一六）に係る部分に限る。）中「（一七）及び（一八）」を「（一三）」に、「アメリカ産品」を「オーストラリア産品」に改め、同改正規定中同項（一六）を同項（一二）とし、同項（一七）を削り、同改正規定（同項（一八）に係る部分に限る。）中「環太平洋協定」を「環太平洋包括的及び先進的協定」に、「（一五）」を「（一五）」に改め、同改正規定中同項（一八）を同項（一三）とし、同改正規定（同項（一九）に係る部分に限る。）中「（二〇）及び（二一）」を「（一五）」に、「アメリカ産品」を「オーストラリア産品」に改め、同改正規定中同項（一九）を同項（一四）とし、同項（二〇）を削り、同項（二一）を同項（一五）とし、同改正規定（同項（二二）に係る部分に限る。）中「（一三）」から「（二五）まで」を「（一七）」に改め、同改正規定中同項（二二）を同項（一六）とし、同項（二三）及び（二四）を削り、同改正規定（同項（二五）に係る部分に限る。）中「環太平洋協定」を「環太平洋包括的及び先進的協定」に改め、同改正規定中同項（二五）を同項（一七）とし、同項（二六）を同項（一八）とし、同項（一七）を同項（一九）とし、同項（二八）を削り、同項（二九）を同項（二〇）とし、同項（三〇）から（三四）までを同項（二一）から（二五）までとし、同改正規定（同項（三五）に係る部分に限る。）中「（三四）」を「（二五）」に改め、同改正規定中同項（三五）を同項（二六）とし、同項（三六）を同項（二七）とし、同項（三七）を同項（二八）とし、同改正規定（同項（三八）に係る部分に限る。）中「（三九）において同じ」を削り、「環太平洋協定」を「環太平洋包括的及び先進的協定」に改め、「及びアメリカ合衆国」を削り、同改正規定中同項（三八）を同項（二九）とし、同項（三九）を削り、同項（四〇）を同項（三〇）とし、同項（四一）から（四八）までを同項（三一）から（三八）までとし、同令別表第三の改正規定中「別表第三」の下に「及び別表第四」を加え、同令別表第四の改正規定を削る。

第九条のうち、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百九十四号）第一条の改正規定中「経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定」を「経済連携協定」を「経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律」に改め、同条の次に二条を加える改正規定中「環太平洋パートナーシップ協定」を「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」に改める。

附則第一項中「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律」を「環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第百八号）」に改める。

附則第二項中「環太平洋パートナーシップ協定」を「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」に、「環太平洋協定」を「環太平洋包括的及び先進的協定」に改める。

附則第三項中「別表第一の二十八の項」を「別表第一の二十六の項」に、「第七条の七第一項」を「第七条の三第一項ただし書」に、「同表の二十八の項」を「同表の二十六の項」に改める。

（経済連携協定に基づく報復関税に関する政令の一部改正）

第二条　経済連携協定に基づく報復関税に関する政令（平成二十九年政令第十号）の一部を次のように改正する。

附則第一項中「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律」を「環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、公布の日から施行する。ただし、第一条の規定は、環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第百八号）の施行の日の前日から施行する。

（調整規定）

第二条　環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日が環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定が日本国について効力を生ずる日前となる場合には、第一条のうち次の表の上欄に掲げる関税法施行令等の一部を改正する政令の改正規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五条のうち関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第三章中第十一条の前に一条を加える改正規定の	環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下「環太平洋包括的及び先進的協定	環太平洋パートナーシップ協定（以下「環太平洋協定
	、同条第六項において準用する同条第四項及び法第七条の五第一項第一号	及び同条第六項において準用する同条第四項
（法第七条の三第一項ただし書		（同条第一項ただし書
（輸入数量の算出に係る政令で定める日）	**第十条の四**　法第七条の三第一項ただし書及び同条第六項において準用する同条第四項に規定する政令で定める日は、法第四項の別表第一の六の各項に掲げる物品の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。）以下同じ。）を原産地とする輸入数量について、環太平洋協定の締約国について効力を生ずる日とする。	**第十条の四**　法第七条の三第一項ただし書及び同条第六項において準用する同条第四項に規定する政令で定める日は、法第四項の別表第一の六の各項に掲げる物品の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。）以下同じ。）を原産地とする輸入数量について、環太平洋協定の締約国について効力を生ずる日とする。
	2　法第七条の五第一項に規定する政令で定める日は、冷凍牛肉であつて環太平洋協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る輸入数量について、環太平洋協定が当該締約国について効力を生ずる日とする。	2　法第七条の六第一項第一号及び第二項ただし書並びに同条第一号に規定する政令で定める日は、第五項及び第七項において準用する法第七条の三第一項第一号及び第二項ただし書並びに同条第一号及び第二項に規定する政令で定める日は、法第四項の別表第一の六の各項に掲げる物品の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。）以下同じ。）を原産地とする輸入数量について、環太平洋協定の締約国について効力を生ずる日とする。
	3　法第七条の二第一項ただし書並びに同条第一号及び第二項ただし書並びに同条第一号に規定する政令で定める日は、第五項及び第七項において準用する法第七条の三第一項第一号及び第二項ただし書並びに同条第一号及び第二項に規定する政令で定める日は、冷凍牛肉であつて環太平洋協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る輸入数量について、環太平洋協定が当該締約国について効力を生ずる日とする。	2　法第七条の六第一項第一号及び第二項ただし書並びに同条第一号に規定する政令で定める日は、第五項及び第七項において準用する法第七条の三第一項第一号及び第二項ただし書並びに同条第一号及び第二項に規定する政令で定める日は、法第四項の別表第一の六の各項に掲げる物品の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。）以下同じ。）を原産地とする輸入数量について、環太平洋協定の締約国について効力を生ずる日とする。